

令和6年5月13日

西ノ岡中学校体育施設利用団体 各位

向日市教育委員会 生涯学習課

学校体育施設利用時のマナーについて(通知)

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市のスポーツ振興にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校体育施設の利用にあたり利用団体の皆様には、決められたマナーを遵守いただくようご案内しておりますが、たびたびマナー違反が散見される中、特に利用開始時間に対する指摘が多く寄せられています。

そのため、利用団体の皆様におかれましては、今一度、登録の際にお渡ししている貸出のしおりをご確認ください、使用時間を遵守、徹底いただきますよう、お願いします。

~~~~~  
【使用できる時間】

☆ 月曜～土曜 午後 6 時から午後 9 時(夜間)

☆ 午後 6 時より以前に、正門近辺で待機したり、開門されていても敷地内に入らないよう お願いいたします。

~~~~~  
上記注意事項を遵守できない場合、また今回の注意喚起後も引き続き、マナーの改善が見られない時は、学校体育施設利用を禁止する場合がありますので、マナーを守り、利用者それぞれが気持ちよく利用できるようご協力をお願いします。